

2023年度町田市教育委員会

第12回定例会会議録

- 1、開催日 2024年3月8日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者
- | | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 坂 本 修 一 |
| 委 員 | 後 藤 良 秀 |
| 委 員 | 森 山 賢 一 |
| 委 員 | 井 上 由 奈 |
| 委 員 | 関 根 美 咲 |
- 4、署名者
-
- 教育長
-
- 委 員
-
- 5、出席事務局職員
- | | |
|---------------------|---------|
| 学校教育部長 | 石 坂 泰 弘 |
| 生涯学習部長 | 佐 藤 浩 子 |
| 教育総務課長 | 高 田 正 人 |
| 新たな学校づくり推進課長 | 小 宮 寛 幸 |
| 新たな学校づくり推進課担当課長 | 佐 藤 健 |
| 施設課長 | 平 川 浩 二 |
| 施設課担当課長 | 来住野 彰 |
| 学務課長 | 高 野 徹 |
| 保健給食課長 | 押 切 健 二 |
| 指導室長 | 大 山 聡 |
| (兼) 指導課長 | |
| 教育センター所長 | 横 山 隆 章 |
| 教育センター担当課長 (統括指導主事) | 鈴 木 和 宏 |
| 生涯学習総務課長 | 江波戸 恵 子 |
| 生涯学習センター長 | 西久保 陽 子 |
| 生涯学習センター担当課長 | 石 井 良 明 |

市民文学館担当課長
(町田市民文学館長)

野澤茂樹

書 記

馬目拓実

書 記

阿部榛果

書 記

齊藤華子

書 記

板垣有美子

速 記 士

帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第30号	町田市教育プラン24-28の策定について	原案可決
議案第31号	町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第32号	市立学校職員への感謝状の贈呈について	原案可決
議案第33号	「今後の町田市立小中学校のプール整備方針」の策定について	原案可決

7、傍聴者数 3名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は関根委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。日程第2、議案審議事項のうち、議案第32号は、個人情報にかかわる案件であるために、非公開とさせていただき、日程第3、報告事項終了後に、一旦休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

日程第 1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず、私から 1 点だけご報告させていただきます。

主な活動状況の一覧には載せておりませんが、2020 年 11 月に町田市立小学校 6 年生の児童が自殺した問題で、市が設置した第三者委員会であるいじめ問題調査委員会が先月、2 月 21 日に調査報告書をまとめまして、市に答申をいたしました。女子児童への「複数のいじめがあった」と認定する一方で、自殺との因果関係については、「原因は複合的で、これのみが自死の原因とは特定できない」とされております。

報告書では、女子児童の友人らがタブレット端末のチャット機能で、「うざい」、「死んでほしい」などとやりとりし、これを女子児童が偶然見たことなどをいじめと認定した一方で、「認定した一つ一つのいじめが自死の原因となったのではなく、安全・安心な学級が形成されず、長期間、人間関係のストレスにさらされたことが心を弱らせる一因となった」と指摘されまして、「学校及び家庭の適切かつ十分な対応によって自死を防げた可能性は否めない」という見解が示されております。

教育委員会では、これまでも町田市いじめ防止基本方針の改定や、インターネットでのいじめ防止対策の強化、あるいは情報モラル教育の充実、いじめ防止対策への組織的な対応、教職員への研修などを図ってきたところでございますが、今回の調査委員会の報告書に示されております町田市及び町田市教育委員会への再発防止のための提言を再度点検いたしまして、教育委員の皆様からもご意見を頂戴しながら、今後の取り組みについてさらに検討し、改善してまいりたいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員からご報告をお願いいたします。

○後藤委員 私も、今、教育長のご報告にありましたことと重なる点ではございます。2 月 21 日に町田市いじめ問題調査委員会から報告書が提出されました。当該いじめの重大事態では、複数のいじめの認定や、安全・安心な学級が形成されずに、長期間、人間関係のストレスにさらされたことが、児童の心を弱らせる一因になったこと、学校や家庭の適切かつ十分な対応によっては、自死を防げた可能性があったこと、重大事態の原因は複合的なものであり、学校要因のみが自死の原因とは特定できないことなどが上げられていました。そして学校や教育委員会、いじめ問題対策委員会の対応について不十分な点も指摘

されております。

この間、町田市教育委員会は 2022 年 4 月にいじめ発生時における組織的な対応の視覚化、学校評価を踏まえた取り組みの明確化、インターネットいじめの対応強化、町田市独自の取り組みの明確化の 4 つの点を重点化して、町田市いじめ防止基本方針を改定し、教職員や保護者向けリーフレットを作成・配布して、対応を強化してきました。

しかしながら、今回の調査委員会から示された再発防止のための町田市及び町田市教育委員会がとるべき措置について、やはり見直し、既に行っていることの確認をし、また新たに改善すべきことがあれば、早期に対応していくことが必要となっています。これからもいじめ防止対策推進法にのっとり、市、教育委員会、学校、保護者、そして地域が一体となって誠心誠意取り組んでいくことは言うまでもありません。

以上です。

○森山委員 私からは 1 点だけご報告させていただきます。2 月 11 日に開かれました 2023 年度の町田市教育委員会児童・生徒表彰式についてです。ちょうど連休の間だったかと思いますが、この日は私も参加をさせていただきました。

今回は特に工夫をされて、児童・生徒インタビューの時間をある程度しっかりとって、小学校から 1 名、中学校から 1 名、計 2 名の方に対して、教育総務課の若手の職員の方々が、実際に非常に詳しいインタビューを直接行ってくださいました。参加している我々として、あるいは保護者もそうだと思いますけれども、こういう工夫をされたことで中身がよくわかるというか、児童・生徒表彰式が成り立っているんだという内容に迫るものだったのではないかと思います。そういう意味で、私としては、今回、表彰式が非常に充実したものになっていたという感想を持ちました。

以上です。

○井上委員 私からは 3 点お話しいたします。

まず 1 点目、研究発表会についてです。2 月 2 日の南第一小学校での研究発表会は「豊かに生きる力の育成」と題し、その手だてとして「夢 4」という教師の育てたい 4 つの力を柱として、学習や掲示などで積極的に活用されていました。

キャリア教育と言うと、将来つきたい仕事をイメージしがちですが、これからは生き方から仕事を考えていく時代であり、日常の出来事から生じた経験や能力、適性から、夢を広げていくことがキャリア教育であるということを教えていただきました。

次に、2 月 22 日の町田第二小学校での特別支援教育推進モデル校研究発表会では、ビ

ジョイントレーニングを日常の授業の中に取り入れた全国でも実施例がほとんどない研究を
拝見してきました。

視覚がうまく機能しないと、学習や生活の中でさまざまなつまずきを起こしてしまうと
聞き、落ちつきのない小学生を持つ母としては興味津々でした。このトレーニングを子ど
もたちにおろす前に、最初に教師が体験することにより、学校一丸となって熱意を持って
取り組んでくださっていることが伝わりました。また、全校生徒を対象に、丁寧にアセス
メントを実施したおかげで、成果が顕著にあらわれているように感じました。さらに、家
庭でできるトレーニングの紹介など、家庭との連携を重視しているところが、さすが丸先
生のご指導のたまものだと感じました。

2点目です。2月16日に行われた総合教育会議で、私からは学びの多様化プロジェクト
について、保護者支援と学校支援について意見を述べさせていただきました。

石阪市長からは、不登校の早期発見・早期対応が大切なので、全部を教員任せにするの
ではなく、人材を投入し、専門家に任せ、教育の業務をサポートする体制をつくってい
きたいという旨のお言葉をいただき、市長のお考えと教育委員会の目指す方向性が同じで
あることを改めて確認することができました。

3点目に、2月24日に出席した町田市障がい者青年学級の成果発表会についてです。
毎年拝見していますが、1年間の活動を振り返ってスライドショーを流しながら、歌や踊
りや劇など、それぞれ発表の形態を工夫し、やりたいことを全身で楽しむ姿に、いつも前
向きなパワーをいただいています。また、発表会の中でも学級生と担当者の信頼関係やき
ずなが見られましたが、ふだんから料理や散歩、旅行など、活動に寄り添っていただい
ているボランティアの方々に敬服いたします。

最後に、卒業式のシーズンとなりました。卒業生の保護者の皆様、お子様のご卒業おめ
でとうございます。我が家もこの春、中・高生2人が卒業を迎えます。子どもたちが、晴
れの日を迎えられるのも、ひとえに先生方のご指導、ご尽力のおかげと心より感謝いたし
ております。心より御礼申し上げます。

私からは以上です。

○関根委員 私は活動の中からいくつかご報告をさせていただきます。

2月14日に町田市公立小学校教育研究会研究発表会が町田市民ホールで行われました。
全体テーマを「確かな学力を培い、たくましく生きる力を育む」とし、子どもたちの教育
に向き合う19部会の先生方が、それぞれの研究テーマを掲げて、日ごろの研究事業や教

育実践などについての発表をされました。

今回発表された6部会は、パワーポイントを使ったプレゼンや、先生方のお芝居なども交え、それぞれがとてもわかりやすく工夫されておりました。それぞれの研究主題に向けて、その解決に必要な情報を集めながら、整理分析し、その結果について考えるという探求プロセスが見事にまとまっており、学校の枠を超えた部会のチームワークのよさも伝わってきました。今年度の研究に取り組まれた各部会の実践を全体で共有し、町田市教育力のスキルアップのために生かしていただきたいと思います。

今月は、南成瀬地区の学校統廃合関連のイベントが2日間ありました。

まずは、2月21日に南第二小学校へ、校歌作成に向けた制作者との交流事業の視察にお伺いいたしました。南第二小学校と南成瀬小学校の3年生から6年生の代表の児童がそれぞれ16人ずつ集まり、計32名が交流します。

両校の先生方が見守る中で、プロの制作者のイニシアチブのもと、児童のさまざまな意見やアイデアを取り入れながらイメージを深め、新しい学校の校歌を考えていきます。各学校が混合で4人1組のグループをつくり、その中で候補の3曲のメロディーを聞いて話し合いながら、自分がいいと思うものを選び、その理由を述べながら進めていきました。

子どもたちは、「勇気や元気がもらえそう」、「曲調に盛り上がりがあるのがいい」、「低学年の子も歌いやすい」、「かっこいいから自慢になる」など、さまざまな理由で選んでいました。今回は、よりイメージをつかみやすいように、それぞれの曲を「ラララ」の生歌で聞いてもらい、最後に全体でよいと思う曲の数を諮りました。どの曲も今どきのメロディーラインが盛り込まれ、新しい感覚の校歌ができそうです。「この曲に歌詞がのると、どんなふうになるかな」と、子どもたちも楽しみにしていました。

そして2月29日には、南成瀬小学校において校章の作成に向けた交流事業の視察にお伺いいたしました。校歌とはまた違う両校の代表メンバー32名と東京造形大学の教授である制作者とのワークショップを通じて校章のデザインについて考えました。

今回は「ことばの木」として、3つの「モチーフの木」、「いまの木」、「みらいの木」を用意し、それぞれに子どもたちから言葉を書いた葉っぱを集めて、コンセプトを決めていくというものです。

「モチーフの木」では、校章に取り入れたいモノやコト、気持ちや気分などを盛り込み、「いまの木」では、今みんなが好きなもの、何にワクワクするのか、暮らしの中での楽しいこと、うれしいことなどを盛り込み、「みらいの木」では、未来の自分がどうなってい

たいのか、そして未来の町や学校を想像して言葉にしてみようというそれぞれのカテゴリーにおいて、子どもたちの目線で自由な発想の言葉がたくさん出ました。

このワークショップを通じて、子どもたちの多様性を含むデザインプロセスを体験し、両校の児童がお互いに本音で自由に話し合うことができました。これからできる新しい学校の校章や校歌をつくるに当たって、両校の子どもたちが真剣に考え、その思いを反映させながら進めていくこの交流事業が、未来の新たな学校づくりにしっかり生きていくことを確信した貴重な時間になったと思います。

私からは以上です。

○**教育長** そのほかに事務局も含めて報告あるいはご質問などありましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第30号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第30号「町田市教育プラン24-28の策定について」、ご説明申し上げます。

本件は、教育を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、教育委員会の施策をさらに充実させていくため、教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」である町田市教育プラン24-28を別添のとおり策定するものです。

1枚おめくりいただきますと、町田市教育プラン24-28が添付してございます。本計画につきましては、昨年8月の教育委員会第5回定例会にて議決いただきました町田市教育プラン24-28（原案）について、10月にパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、本年1月に実施いたしました教育委員会第4回協議会での検討を経て修正を行い、最終案として取りまとめたものになります。

それでは、町田市教育プラン24-28の概要を説明させていただきます。

町田市教育プラン24-28の7ページをご覧ください。第1章として「計画の概要」を記載しております。

8ページをご覧ください。本計画の位置づけとしては、町田市基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」及び町田市教育に関する総合的な施策の大綱を尊

重し、整合を図るとともに、新・町田市子どもマスタープランなど、他の計画との整合も図ってまいります。

12ページをご覧ください。ここからは第2章として「町田市の教育を取り巻く現状と課題」を記載しております。

12ページから22ページまで、現行の第3期教育プランの主な施策の取り組み、現状、課題を記載し、23ページから25ページまで、町田市の教育を取り巻く状況として、社会環境の変化、国の動向を記載しております。

28ページからは第3章基本的な方向性について記載しております。本計画では教育目標を「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」と設定いたしました。

30ページをご覧ください。本計画におきまして、この教育目標を実現するためには、主体的に社会の形成に参画し、学びを通して課題を見つけ、他者と協力して解決していくことが求められています。全市民が生涯にわたって学び続ける学習者としての土台を学校教育で培うとともに、いつでも学ぶことができる環境を生かし、生涯を通して学び続けていくことが、よりよい町田をつくるために欠かせないことと捉え、「学び続ける力」を本計画の基本方針・施策に組み込む要素といたしました。

31ページをご覧ください。これまで生涯学習を推進する計画といたしまして、この教育プランとは別に、生涯学習推進計画を策定し、施策や取り組みを進めてまいりましたが、社会の急速な変化や教育環境を取り巻く状況が大きく変化する中で、これまで以上に地域及び学校と連携し、生涯にわたって市民の学習のしやすい環境づくりを一層推進していくことが必要であるため、生涯学習推進計画を統合し、生涯学習と学校教育の施策を同じ方針に織り込み、市民が学び続ける環境づくりを推進してまいります。

32ページをご覧ください。本計画を策定するに当たり、町田市の特徴を最大限に生かし、持続可能で魅力があり、教育にかかわる全ての人々が満足感を得られる計画とするため、重点事業として位置づけるための基準といたしまして、「デマンドサイド」、「経営」、「独自性」の視点を取り入れ、策定いたしました。

33ページをご覧ください。この教育目標実現に向けて4つの基本方針を定めました。基本方針Ⅰは「未来を切り拓くために生きる力を育む」、基本方針Ⅱは「一人ひとりの多様な学びを推進する」、基本方針Ⅲは「将来にわたり学ぶことができる環境を整備する」、基本方針Ⅳは「地域とともに学ぶ力を高める」としております。

38、39ページでは、この4つの基本方針を受けて、それを実現するための13の施策、

課題解決に向けて重点的に取り組む42の重点事業を体系図としてあらわしております。

40ページ以降に基本方針、施策ごとに、目指す姿、成果指標、現状と課題、重点事業を記載しております。

本計画策定に当たりましては、より多くの市民や保護者の方にわかりやすいプランとするため、全ての施策で成果指標を設定するとともに、全ての重点事業で活動指標と目標値を設定し、その工程表を記載しております。

なお、本計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価を行い、実施状況を検証・公表し、その結果を次年度に生かしていくとともに、環境や社会の変化に即時に対応できるよう本計画を推進してまいります。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明が終わりました。

来年度から始まる新たな町田市教育プラン24-28の策定に当たりましては、これまで2年間にわたって、プラン策定の進捗に合わせて、節目節目で教育委員会の定例会や協議会におきましてご説明をさせていただきました。

新たな教育プランは、市民の皆様学びを通して、それぞれが望む未来を創造することができるように、教育目標も改めまして、「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」といたしました。これからの予測困難な社会の中で、子どもたちには主体的に学び、考え、行動してほしいですし、人や社会とのつながりの中で自分の考えを表現していくことの楽しさというものを成長過程で感じてほしいと思っております。また、市民の皆様が生涯にわたって学び、その成果を生かして人と人がつながっていく地域社会を目指していきたいと考えております。

この教育プランの策定には2年間かけて取り組んでまいりました。こういう計画をつくるときにいつも感じるのですが、でき上がって終わりではなくて、これからがこの計画を実行に移し、実現していく、そのことが大事だと認識をしております。来年度からこの教育プランに基づいて具体的に事業実施に取り組んでいくわけですが、教育目標を節目節目で思い起こしながら、基本方針を念頭に置いて、各事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。また、市民の皆様へも計画の目標の共有に努め、ご理解を賜りながら進めていきたいと考えております。

それでは、これより質疑に入ります。委員の皆様からただいまの説明に関して何かご質

問なりご意見等がございましたらお願いいたします。

○後藤委員 感想になると思いますが、現在と未来の教育に対応した大変質の高い設計図が整ったと思います。このプランにある教育内容一つ一つに、今後は魂を込めて実現していくことが求められます。市の教育メッセージである教育大綱が具現化するのも、このプランが大きく影響してくると思います。それらが相まって、町田の教育がよりよく発展できることを期待してやみません。

以上です。

○関根委員 今回の教育プランにつきまして私が思うことを述べさせていただきます。

まずは、教育プランが無事に完成できたことについて、関係各所の皆様に心から感謝いたします。

改定に際しましては、長い時間をかけて市民の教育に対する意識調査やパブリックコメント、そして最新のデータ分析をしっかりと踏まえながら、多くの議論を重ね、協議してまいりました。その都度、文章や内容を吟味しながらつくり上げた結果、今ここに町田らしさを持ったすばらしい教育プランができ上がったと確信しております。町田市教育委員会がどんな教育をしようとしているのかを、しっかりと伝えられるものになりました。町田市での教育において、どんな子どもを育てたいのか、自分自身がどんな学びができるかが明確にわかる内容になっております。

そして何より私が今回大きな成果だと感じたのは、生涯学習推進計画の教育プランへの統合です。今まで教育プランとは別に策定したものを、生涯学習の施策と学校教育の施策を同じ方針に織り込み、市民が学び続ける環境をつくったことについては、今回の新しい教育プランの大きなポイントであると考えます。

「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」という教育目標は、全市民一人ひとりが学びを通して自らの生きがいを見つけ、他者への理解を深め、学び合い、自らが望む未来を創造することができる地域社会の構築を目指しております。また、それらを目的として、生涯を通して学び続ける力を育みながら継続する仕組みを整えており、それぞれの基本方針を定め、各施策に基づく重点事業を立てています。この教育目標を町田市民と共有し、教育委員会がなぜこのような事業を進めていくのか、なぜこの目標を掲げているのかを市民の皆さんにもよく理解してもらえればありがたいと思っております。

教育プランの29ページに「ウェルビーイング」というコラムがあります。ここにもありますように、学校、家庭、社会で、1人でも多くの人が、学んでよかった、自分が学ん

だことが役に立ったと思える経験を積み、ウェルビーイングを続けさせていくことが教育目標にもつながるということに深く共感いたしました。個人それぞれのウェルビーイングを向上させていくことで、社会全体のウェルビーイングへつながっていけばとてもよいと思います。

以上のようなすばらしい教育プランが各小・中学校で着実に実施され、全市民の皆様浸透していくように心から願っております。

そこで1つ質問ですが、この教育プランの冊子をどのような形で活用して、今後どのように周知していくのか、これからの予定を教えてください。

○教育総務課長 今回の公表につきまして、今後の周知でございますが、計画の冊子につきましては300部を作成したいと考えております。各市立図書館で閲覧できるほか、市政情報課などでも販売をいたしたいと考えております。

それに先立ちまして、計画の策定の公表については、3月15日に町田市のホームページ、また「広報まちだ」で公表させていただく予定でございます。あわせまして、教育委員会の広報紙である「まちだの教育」も3月20日付で発行いたします。そちらの広報でも、本計画の内容について掲載をさせていただく予定となっております。それらを踏まえまして、市民の皆様、教育に携わる皆様に周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○井上委員 大変すばらしいものができ上がったと感じております。教育プラン策定に携わっていただいた皆様、本当にありがとうございます。

前回の教育プランからの刷新を図るべく、細部にまでこだわり、私たち教育委員からの意見も丁寧に酌んでいただきました。教育関係者だけがわかるものでなく、保護者や地域の方など一般の方が見てもわかりやすい内容になっているところに注目していただき、町田の教育により興味・関心を持っていただける方がふえたらいいなと思います。

以上です。

○森山委員 今、教育委員の方々からいろいろなお話が出ましたが、私も同感でございます。少しまとめてみますと、今回の町田市教育プランは、我が国の教育を取り巻く社会状況とか教育の現状をしっかりと捉えて、特に近年は社会や教育が非常に大きな変化をしているときでありますので、そこで教育の新たな課題にも的確に対応していることがこのプランからわかりました。やはりここが一番大事なところだと思います。加えて、先ほど委員のお話にもありましたが、学校教育と生涯学習の統合を教育プランの中にしっかりと位

置づけたところだろうと思います。

加えて、市民目線といいますか、わかりやすい。モノクロではなくて、今回はいろいろな色も大分使っているようで、1つ見ても、視覚的にも非常にわかりやすく入ってくるようなまとめ方になっているのではないかと思います。

それから、全ての計画についての成果指標が明確に示されていることも、先ほど教育長のお話にもありましたけれども、これをつくって終わりではない。今後、これを実際に活用して、これからこの方向で目標を達成するための重要な要素があるわけです。そういう意味では、今回、成果指標が非常にわかりやすく的確にまとめられていることによって、教育プランが実際に動いていくことになろうかと思っています。

最後に、教育行政の推進をするにかかわって、これは基本になるものでありますし、教育施策の全般を網羅するものだと思います。そういう意味では、先ほど述べましたような観点からいきますと、非常に町田市らしくて非常に具体的な内容になっていると思いますので、今後これが重要な教育政策の進展に寄与するものだと思います。

以上です。

○**教育長** そのほかに何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第31号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○**学校教育部長** 議案第31号「町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程について」、ご説明申し上げます。

本件は、常勤職員の給与の増額改定を契機として、会計年度任用職員の一部の職種の報酬の額を増額するため、改正するものです。

1 枚おめくりください。

2 「改正内容」についてでございます。

一般事務（補助）、一般労務（補助）、保育補助員及び生活指導補助員を除く会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額を30円増額いたします。

一般事務（補助）、一般労務（補助）、保育補助員及び生活指導補助員の勤務1時間当たりの報酬の額については、令和5年10月1日付で増額の改定を行っているため、今回は改定を行いません。

3「施行期日」ですが、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用いたします。

4「補足説明」です。なお、この規程の改正は、町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程に準じておりまして、当該規程の改正が2月7日に決定されたことから、本定例会への上程となりました。

もう一枚おめくりください。こちらに改正前と改正後の規程につきまして表でまとめたものがございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第31号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第33号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第33号『「今後の町田市立小中学校のプール整備方針」の策定について』、説明させていただきます。

本方針は、2024年2月に町田市立小中学校プール教育環境向上及び集約化等検討委員会の検討結果の報告書である「今後の町田市立小中学校のプール整備について」に基づき、策定いたしました。

本方針の策定に当たり、既存屋外プールの整備の考え方やプール集約に伴うプール使用開始時期を追加し、プールの授業の最大コマ数とプール集約施設の変更などを行いました。

それでは資料の説明をいたします。

3ページ、「I. 背景・目的」でございます。町田市立小・中学校のプールは、中学校温水プール3校と屋外プール59校を利用しており、屋外プールは天候の影響を受けるこ

とに加え、近年の熱中症リスクの高まりから、プール授業が中止となる事態が多く発生しております。また、プール施設の老朽化が進行し、今後多くのプールで改修工事が必要になり、財政負担の増大により、全てのプールを適切な状態に維持管理することは困難となっております。

4 ページ、「Ⅱ. プールの現状と課題」をご覧ください。2023年度現在、プール築年数が40年以上経過している小学校は36校、中学校は14校あり、今後プール全体の老朽化等の対応のため、年間の改修費用は2023年度以前と比べて約4倍にふえる見込みになっております。

6 ページをご覧ください。2-1「屋外プールの授業実施の影響」の表では、2023年度のプール授業の実施率と熱中症リスクや天候不順により、授業を振替・中止にした割合を示しております。小学校の授業実施率は69%、中学校は89%で、授業を振替・中止にした理由は熱中症と天候不順でおよそ半々の割合となっております。

7 ページ、「Ⅲ. 課題解決に向けた対応策」をご覧ください。「1. プールの屋内化」では、熱中症や天候不順の影響で、計画どおりにプール授業が実施できないという課題を解決するとともに、安全で快適なプール環境を提供するために、建てかえる学校プールを屋内化いたします。

「2. プールの集約化」では、建替えにより、新たに屋内化するプールや市有温水プールを複数の学校で共同利用することや、民間温水プールの利用により、プール施設を集約いたします。これにより、プールの設置校を減らし、屋内プールの設置費用や老朽化する既存プールの維持管理費用を大幅に削減できるため、適切なプールの環境整備につながります。

8 ページ、「Ⅳ. 事業方針」をご覧ください。

「1. 事業概要」です。事業期間は2024年度から新たな学校づくりの学校統合が完了する2040年度までといたします。建替えを行う学校でプールを設置する学校は屋内プールといたします。屋内化する学校プールや、市有温水プールを複数の学校で利用し、2040年度時点で小・中学校数41校のうち、プール設置校を27校に集約いたします。

「2. 事業内容」です。2-1「屋内化する学校プールの仕様」ですが、プールの使用期間は5月下旬から10月上旬を想定し、プールの水の加温は、日差しや気温上昇によるものを基本とし、水温が低い場合の補助として、簡易な給湯設備を設けます。また、屋根は固定式で、換気設備や簡易な空調設備を設け、室内環境を向上させ、水位調整は給排水

による方式で簡易に操作できるようにいたします。

2-2「プール集約化の考え方について」です。既存プールは施設の有効利用の観点から可能な限り使用いたしますが、老朽化などにより安全性の低下が懸念される場合には民間プールの活用を含めた集約を行います。また、プールの集約は小学校間や中学校間の同種校を原則とし、市有温水プールを使用するときや移動時間がかかるときなどは小・中学校間の集約も行います。また、徒歩による移動時間が片道10分以上かかる場合はバス移動といたします。バス移動や学校規模などによって集約が難しい学校は、自校に屋内プールを設置いたします。

9ページをご覧ください。2-4「プール授業の取り組みについて」ですが、授業時間は原則8コマ、最大10コマといたしました。

11ページをご覧ください。ここでは事業費の比較をしております。(2)の表の比較では、①で2040年度までの屋内プール設置費用やバスの移動等にかかる費用及び既存プールを含む維持管理費等の事業費として約59億円を想定しております。②のプール集約をせずに建てかえする全ての学校で屋内プールにする場合と比べますと約42億円の削減、また③のプールの集約をせずに全て屋外プールとして整備する場合と比べますと約15億円の削減にそれぞれつながります。

12ページ以降に「プール設置校の推移と事業スケジュール」を示しております。

14ページをご覧ください。(2)「市有温水プール使用校」、(3)「屋内プール設置校とプール使用校」でそれぞれプールの使用開始時期を示しております。鶴川二中と真光寺中の統合新設中学校については、鶴川中の温水プールを使う予定としておりましたが、移動時間などを考慮し、統合新設小学校の鶴川東小と鶴川中央小の屋内プールを使う予定としております。

以上の事業を進めることにより、計画的な水泳授業の実施と安全かつ快適なプール環境を提供することができ、屋内プールの設置や老朽化する既存プールを適切に維持管理することができます。なお、今回策定した議案につきましては、今月の2024年第1回町田市議会定例会文教社会常任委員会におきましても行政報告する予定となっております。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第33号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第3、報告事項に入ります。

本日の報告事項は11件ございます。

まず、報告事項(1)について、担当者から報告させていただきます。

○施設課担当課長 報告事項(1)「鶴川東地区統合新設小学校の建替え時期の変更について」、ご説明いたします。

このたび鶴川東地区統合新設小学校の建てかえ時期を変更することになりました。本件について教育委員の皆様にご一報を入れさせていただきました。今回は詳細についてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

新たな学校づくり推進計画に基づき、学校統合を予定している鶴川東地区統合新設小学校は、現在の鶴川二小の位置に新校舎を建設します。当初のスケジュールでは、2025年度に校庭に仮校舎を建設し、2026年度から新校舎建設工事を始め、2029年度から新校舎の使用開始を予定していました。新校舎の建設に当たり、敷地北側斜面の土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けて、2017年度に他校で実績のある工法で工事を予定していましたが、新たに擁壁改修等の工事が必要になることが2024年1月に判明いたしました。そのため、敷地の安全対策の実施とあわせて、教育環境への影響を最小限に抑えるために、鶴川東小の建てかえ時期を変更し、新校舎の使用開始時期を2033年度に変更します。

1 「建替え時期を変更する理由」についてご説明します。

(1) 「設計・工事等の期間延長」ですが、土砂災害特別警戒区域の指定解除のために、敷地北側の擁壁改修と斜面の傾斜角度を改善する工事を行うため、地盤調査、設計、工事にかかる期間が新たに必要となりました。

(2) 「工事期間中の教育環境の確保」ですが、別紙の資料1をご覧ください。上の図が当初の計画で、鶴川東小の工事中の新校舎や仮校舎などの配置図で、仮校舎を建設しても校庭面積を一定程度確保できると想定していました。

下の図が仮校舎等を建設し、擁壁改修する場合を想定した図です。敷地北側で擁壁改修

を行うと、擁壁が青色の太線の位置だったものが、赤色の太線の位置まで校庭側に寄り、これに伴い、新校舎の位置も校庭側に寄せる必要があります。すると、工事中の校庭面積が非常に狭くなり、教育活動への影響が大きいため、校庭に仮校舎を建設して建てかえを行うことは難しいと判断しました。そのため 2028 年度末に使用が終わる鶴川三小の校舎を 2029 年度から仮校舎として使用することといたしました。

2 「鶴川東西地区のスケジュール等の変更」について説明します。次のページの別紙の資料 2 をご覧ください。

鶴川東地区・西地区の統合及び工事等スケジュールについて、表 1 が変更前、表 2 が変更後の計画となっており、設計や工事、新校舎使用時期など、色を分けて表示しております。また、学校統合や使用する仮校舎の位置等を示しております。

最初の資料に戻ります。1 ページの 2 の (1) 「鶴川東地区の設計・工事等に関する変更」については、主なものとして 4 点ございますが、詳細は記載のとおりです。

2 ページをご覧ください。

(2) の表「鶴川東西地区の変更内容一覧」です。表の上段が鶴川東地区、下の段が鶴川西地区で、設計や工事の時期、統合年度などの変更内容を示しております。

鶴川東地区では、新校舎使用開始年度が 2029 年度から 2033 年度に変更することにより、2024 年度入学の新 1 年生は、2029 年度の 6 年生のときに新校舎に入る予定でしたが、鶴川三小の既存校舎に入る予定となります。また、在校生については、工事が始まる年度までに鶴川二小の既存校舎で学校生活を送り、卒業となります。

鶴川西地区については、④「統合する学区」では、2026 年度に鶴川四小と統合する鶴川三小の学区が、「鶴川三小の一部」から「鶴川三小全体」へと変更となります。また、2029 年度に学区の一部を鶴川東小学校区に変更し、鶴川東小と統合します。

3 「保護者や地域、市民への周知状況」ですが、表に記載のスケジュールで周知に努めております。既に 2 月 13 日には鶴川二小、鶴川三小の新入生及び在校生の保護者向けに説明会を行ったほか、各学校の保護者会での説明、町田市ホームページへの掲載、新たな学校づくり通信など、さまざまな機会を捉えて、適宜丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問などございましたらお願いいたします。

○後藤委員 今回このように計画が大きく変更になったということは、学校と保護者、地

域の方には大変迷惑をかけてしまっている。そしてまた、今後のことへも大きな不安を抱いてしまったのではないかと考えております。私も当該の学校の校長をやったので、土砂災害特別警戒区域というのは前からあったわけで、指定もされているわけですから、なぜこのタイミングでスケジュールの変更の大きな理由になったのか、そこのご説明をお願いします。

○施設課担当課長 このタイミングでのスケジュールの変更になったことに関してですが、新校舎建設に当たりまして、土砂災害特別警戒区域を指定解除する方法といたしまして、敷地北側の既存擁壁を引き続き活用した上で、2017年度に小山田小学校で実施したユニットネット工法で工事を行い、指定解除することを予定しておりました。

この工法については、2023年11月から土木関連の工法の確認として進める中で、敷地の形状等の違いから、このユニット工法では指定解除ができず、新たに擁壁の設置が必要になることが2024年1月に判明したため、今回スケジュールを変更することといたしました。

以上です。

○井上委員 質問が2点あります。今回のスケジュール変更で、鶴川二小と鶴川三小の子どもたちにどのような影響があるのか、また、今回のスケジュール変更の影響を受ける4月に入学する家庭への周知や児童への配慮というのはどのように考えているのか教えてください。

○施設課担当課長 まず、児童にどのような影響があるのかということからご回答させていただきます。鶴川二小は仮校舎を校庭に建設せずに、鶴川三小の既存校舎を使用することになるため、教室に余裕があり、校庭も広く取れること、工事中も自校で調理した給食が提供できること、プールや学童保育クラブの施設を使えること、工事の騒音や振動の影響がないなど、工事に伴う児童への影響は少なく済みます。

一方で、工事中の通学場所が鶴川三小の場所になるため、通学距離が遠くなる児童がいること、4月に入学する児童が、6年生のときに新校舎ではなく、鶴川三小の既存校舎に入り、そこで卒業することとなります。また、鶴川三小の児童は、2026年度に鶴川中央小に統合後、2029年度に一部の児童が鶴川東小に統合となるため、友人関係が2回変わる学年があるなどの影響があります。

続きまして、4月に入学する児童への配慮を行うことに関してご回答いたします。スケジュールを延期した理由や影響について、鶴川二小と鶴川三小の新入生及び在校生の保護

者を対象に2月13日に説明会を行いました。また、2月16日には鶴川二小、鶴川三小の新入生の保護者全員に、2024年度の入学先の変更申請書を送付し、3月6日までに隣接校への入学希望の申請を受け付ける対応をまいりました。

以上です。

○森山委員 私から1点質問をさせていただきます。土砂災害特別警戒区域あるいは警戒区域に指定されているということがこの工事の前提になっておりますが、安全はどのように確保しているのでしょうかということです。これについてお伺いできればありがたいと思います。

○施設課担当課長 安全はどのように確保しているのかということですが、土砂災害は気象情報を事前に収集することで、あらかじめ避難行動をとることができます。そのため、土砂災害のおそれがあるときは警戒区域に近づかず、安全な建物内や離れた場所に移動することで、人への被害を防ぐことができます。鶴川二小の特別警戒区域の範囲は、校舎裏手の斜面とその周辺で、大雨の際に人が通行する場所ではありません。また、早めに避難行動がとれるようにし、全国瞬時警報システム、つまり、Jアラートの受信端末を職員室に設置しております。これは土砂災害警戒情報や大雨特別警報などの情報をいち早く得られるようにしており、安全を確保しています。

以上です。

○関根委員 先ほどのご説明で、工事に伴う影響が少なくなるということは理解しました。通学場所の変更に伴い、通学路や通学距離が変わること、また、在学中に友人関係が2回変わることについての配慮はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○新たな学校づくり推進課長 鶴川東地区では、鶴川第二小学校の校庭に仮校舎を建てて新しい校舎に建てかえるという計画をもとに、通学方法や通学路の危険箇所等について確認をしているところでございます。

このたびのスケジュール変更で、鶴川第二小学校区の児童が現在の鶴川第三小学校の位置にある仮校舎まで通うこととなります。保護者の方々にとって通学方法や通学路は関心の高い事項でございますので、早め早めに検討を進め、必要な対応をしていきたいと考えているところでございます。

また、統合に伴って友人関係が変わることへの配慮といたしましては、合同授業や合同の遠足など児童の交流を行っていくことで、子ども同士が顔見知りの状態で統合が迎えられるようにまいります。

以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。ーよろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（２）について、担当者からご報告をいたします。

○学務課長 報告事項（２）「就学指定校変更許可基準の改正について」でございます。

本件は、住所により定められた指定校以外の学校への就学を希望する場合の許可基準である就学指定校変更許可基準を 2024 年 4 月から改正するに当たり、その内容をご報告するものです。

1 「目的」ですが、2025 年度から本町田地区及び南成瀬地区で学校統合が行われることを踏まえ、統合時の在校生に対する特例措置などに係る許可基準を新たに定めるものでございます。

中段の表のように現在、就学指定校変更許可基準として 8 つの許可基準があつて、これに基づいて指定校以外の就学を許可しているのですが、今般これ以降説明する事項を新たに追加するものです。

2 「新たに追加する指定校変更許可基準」について順に説明してまいります。

（１）「学校統合に係る在校生への特例措置に係る許可基準」でございます。

①「学校統合等に伴う通学区域変更に係る在校生への特例措置についての許可基準」。これは学校統合などにより学区変更にあったとしても、在校生についてはこれまで通学していた学校に引き続き通学できるというものでございます。

1 ページおめくりください。

②「仮校舎へ通学する在校生への特例措置についての許可基準」です。これは学校統合等によりこれまで在籍してきた学区外に位置する仮校舎へ通学する場合は、隣接校への通学も選択できるというものでございます。

（２）「通学距離を理由とした許可基準」です。対象は小学校のみで、入学時や市外からの転入時などに、指定校への通学が長距離であり、より通学距離が短い隣接校がある場合は隣接校へ通学できるというものです。具体的には指定校までの距離が 1.5 キロメートル以上で、1.5 キロメートル未満の学校に通学を希望する場合は該当いたします。

（３）「学校統合を理由とした指定校以外の学校への入学に係る許可基準」です。学校統合が予定されている地区に居住している児童・生徒は、隣接校への入学を希望できるというものです。学区外への通学制度としては、通学区域緩和制度があります。通学区域緩

和制度は、「理由を問わないこと（35名を上限）」としていますが、学校統合を理由とした隣接校の入学については、通学区域緩和制度とは別に、指定校変更基準の一事由として新たに設けるものでございます。

次に、（４）で、今回、学校統合に係る許可基準が複数追加されますが、指定校変更は、学校施設の運営上、支障がないと認めた場合に許可するものですので、事由が重なった場合の優先度を規定するものです。最も優先度を高くしているのは、学区変更があった場合の在校生への特例措置です。

1ページおめくりください。4ページ下段、（５）「特別支援学級の指定校変更許可基準の新設」です。これは従前からの取り扱いを明確化したものですが、特別支援学級については指定校に特別支援学級がない場合がありますので、その場合に隣接している特別支援学級がある学校を特認校としております。この特認校に通学する場合の許可基準を定めるものでございます。

5ページ、②③につきましては、特別支援学級についての学校統合時の在校生に係る特例措置を定めるものでございます。

1ページおめくりください。6ページをお願いします。今回の新制度に係るスケジュールです。

2024年4月からのスケジュールですが、4月から学校統合時の在校生の特例措置に係る学区外通学制度の申請を受け付け、その時点の学区外通学者を確定します。その後、8月から学校統合を理由とした入学及び通学区域緩和制度の利用申請を受け付けるというスケジュールになっております。今回の改正で新たに複数の学区外通学制度が設けられますが、保護者の方々が混乱しないように工夫して制度を運用していきます。

7ページが今回の指定校変更基準の改正内容を表として追加したものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（３）について、担当者からご報告をいたします。

○**学務課長** 報告事項（３）「通学区域緩和制度の改正について」でございます。

本件は、2024年4月から通学区域緩和制度の運用を変更するに当たり、その内容をご報告するものです。先ほどの指定校変更基準は、特定の事由に該当した場合、指定校以外

の学校への通学を許可するものでしたが、理由を問わず指定校以外の学校への入学を選択できるのが通学区域緩和制度です。小学校は隣接校、中学校は市内全域から選択が可能となっております。

1 「目的」ですが、通学区域緩和制度の申請は 10 月初旬を申請期限とし、その時点の申請者を対象に新入学に係る学区外通学者を決定しております。ただ、例年、期限後に学区外通学の申請の相談を受けることがあります。期限後ということでお断りしている状況があります。こうした状況に対応するため、2024 年度から通学区域緩和制度について 2 段階の申請期限を設けることで、制度をより利用しやすくするものでございます。

2 「変更内容」です。一次申請についてはこれまでどおりの申請期間とし、受け入れ枠以上の申請があった場合は公開抽選を行うこととしています。二次申請につきましては、受け入れ枠上限に達していない学校のみを対象とし、11 月末までを申請期限とします。公開抽選は行わず、先着順で、順次申請受付・決定を行い、受け入れ枠が上限に達した時点で終了といたします。

1 ページおめくりください。制度変更後のスケジュールを記載しております。

(2) につきましては、通学区域緩和制度の学校統合に係る特例措置を定めたものでございます。通学区域緩和制度は、現在、入学後の辞退というのは制度として認めてはいませんが、学校統合により学校位置が変わった場合は、特例として入学後の辞退を認めるというものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。ーよろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項(4)について、担当者からご報告をいたします。

○**保健給食課長** それでは、報告事項(4)「町田市学校給食問題協議会の答申について」、説明いたします。資料をご覧ください。

2022 年 9 月 28 日に町田市学校給食問題協議会へ諮問した 3 つの項目のうち、給食費について 2024 年 2 月 6 日に答申を受けましたので、報告いたします。この三次答申をもちまして今期の協議会を終了いたしました。

3 「答申の概要」でございます。(1)「給食費の基本的な考え方」の中で、「学校給食は、児童生徒への単なる食事の提供ではなく、食に関する指導を効果的に進めるための重

要な教材であることに留意すべきである」とされ、「食育の視点を取り入れた献立に基づき、適正な給食費を算定すべきである」とされています。

これを受けて、次のページの（４）「給食費の改定額及び改定時期」でございますが、表に示した給食費の額を改定額とされたいとのことで答申を受けております。

この表の中でございますが、小学校中学年をご覧ください。小学校中学年、つまり、3年生、4年生のことですが、給食費を計算する際に、小学校中学年に提供する給食の量をもとに、まずは金額を算定しております。そのため給食費全体のその他の学年の金額を決める基準の金額となっております。具体的には245円を275円とし、30円の増、率にして12%増とされております。

その他の学年については、提供する給食の量の比に基づいて計算されているものでございます。また、給食費の改定時期についても答申を受けておまして、保護者や学校への周知期間を十分に確保するなどを考慮して、適切な時期に実施すべきであるとのことでございます。

（５）「留意事項」についてでございます。答申では①から④まで4点示されておりますが、①と②のみ説明をさせていただきます。

1点目の①ですが、「現下の物価高騰の影響によって、保護者の家計への負担が増加しているため」、「保護者負担軽減策を検討すること」とされております。

2点目の②ですが、「物価高騰を背景として、家計における食費や教育費など、特に多子世帯の負担が増加しており、子育て支援の観点から、まずは多子世帯の学校給食費無償化を検討すること」とされております。

次のページ以降は今回の答申を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○井上委員 このような留意事項を受けて、町田市としては学校給食無償化についてどのように考えているのか教えてください。

○保健給食課長 こちらの方針は今後確定し、決定していくものでございますが、2月22日（木）から3月議会が開会しております。2月28日（水）の本会議で石坂丈一市長から来年度の施政方針の表明がありました。その中で町田市立小・中学校の給食費については、食材価格の高騰に対応するために改定をするとともに、2024年度の1年間、保護者の追加負担とならないように軽減策をまいりますということと、市立小学校に通う

第二子以降の児童・生徒の給食費を無償化し、子育て世帯への支援を充実させていくことが表明されたものでございますので、こういった方針をもとに市のほうで検討を確定させていこうと考えております。

以上です。

○**教育長** そのほかにいかがでしょうか。ーよろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（５）について、担当者からご報告をいたします。

○**教育センター所長** 報告事項（５）「教育支援センターの拡充について」、説明いたします。

現在、教育センター内に設置している教育支援センター、小学生用のけやき教室と中学生用のくすのき教室について、2024年度から充実を図るため、2点変更がありますので、報告いたします。

まず1点目について。教育支援センター（けやき教室・くすのき教室）の開室日を週4日から週5日に変更いたします。

2点目について。教育支援センターの分室を小山市民センター内に開室します。開室日は火曜日と木曜日の週2日。開室時間は9時から16時までを予定しています。対象児童・生徒は、市内在住で小規模な居場所を希望する不登校児童・生徒です。運営体制ですが、学習指導員と市費スクールカウンセラーが各1名配置されます。申し込み方法は、保護者から教育センターにお申し込みいただき、その後、見学・体験をしていただき、入室相談をして決定いたします。

今後の周知方法につきましては、既に教育支援センターに通室している児童・生徒の保護者には、3月上旬と4月上旬に説明会を開催いたします。また、新年度に向けて、各学校に教育支援センターを含む不登校施策についてのリーフレットを電子配布する予定です。教育センターのホームページでも、随時公開していきます。

説明は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。

○**関根委員** 教育支援センターにあります、けやき教室とくすのき教室の開室日の変更についてお伺いいたします。子どもたちにとって通える日が増えることはとてもよいことだと思うのですが、実際、直近の利用状況はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

○教育センター所長 直近ですと、先月、2月の利用状況をお伝えいたします。

小学生が対象のけやき教室では、1日平均大体14人、最大20人の日がありました。中学生対象のくすのき教室では1日平均26人、最大36人の日がありました。特にくすのき教室では、曜日によって利用人数に差があります。今後、平日を毎日開室することで、利用機会がふえるだけでなく、曜日による利用者数の偏りを少なくすることができると考えております。

以上です。

○井上委員 分室の開室について、幾つか質問があります。まず、対象が不登校児童・生徒とありますが、不登校の基準はありますか。また、支援の目的が学校へ戻すことだけになってしまわないか、支援の内容など、どのように運営を考えているか教えてください。

○教育センター所長 不登校の定義という形では捉えておりません。学校になかなか行きづらくなったお子様についても対象としております。

それと、目的ですが、学校になかなか行くことができない子たちになるべく行きやすく、垣根を低くしてといたしますか、分室に少し通室していただきながら、その状況を確認しながら、行く行くは教育支援センターにつないだりするようなことを考えております。

それと、学校に戻っていただくということももちろん大事なんですが、そうではなく、やはりその子の状況に合った学びの場を、相談しながら進めていくというような形になっております。

以上です。

○井上委員 もう一点いいですか。運営体制のところに「学習指導員、市費スクールカウンセラー」とありますが、これは新たに採用を行うということですか。

○教育センター所長 こちらについては現在、教育支援センターにかかわっております学習指導員と市費のスクールカウンセラーが担当いたします。子どもや保護者の方の対応についても既に経験がありまして、安心して任せることができますし、教育支援センターの仕組みや状況についても周知しておりますので、スムーズに連携を行うことが可能と考えております。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。ご質問等ありましたらお願いいたします。ーよろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（6）について、担当者からご報告をいたします。

○教育センター担当課長（統括指導主事） 教育センターより、報告事項（6）「新たな学校づくりに伴うサポートルーム等の見直しについて（小学校）」、説明をさせていただきます。

2025年度の新たな学校づくりにおける学校再編に伴い、現在運用しているサポートルーム及び通級指導拠点校等の見直しが必要となるため、その選考をさせていただき報告となっております。

2025年度の統合を予定しております本町田地区の本町田東小学校と本町田小学校が統合し、本町田ひなた小学校、及び南成瀬地区の南第二小学校と南成瀬小学校が統合した成瀬小学校になることに伴い、2「変更内容」にございますが、変更点をご説明させていただきます。全部で3点ございます。

第1に、「サポートルーム拠点校及び巡回校の見直し」についてでございます。見直しの基本的な考え方ですが、今後の統合する学校を優先し、近隣の地区でなるべくグループ編成を行うこと、巡回する学校は3校までとし、拠点校1校が担当するグループの児童数はおおむね100名までとすることを基準に編成させていただいております。

後段ですが、本町田地区にかかわる変更です。「変更前」と「変更後」の図をご覧ください。現在グループが異なるグループ4の本町田東小学校とグループ5の本町田小学校、これが統合した本町田ひなた小学校を、「変更後」になります。2028年度に統合する予定である町田第三小学校を拠点とするグループ2へ移動いたします。

結果として、本町田小学校は現在拠点校となっておりますが、巡回校という形になります。

その他、本町田東小学校、本町田小学校が移動したことにより、あいた学校のほうに、近隣の学校である町田第五小学校、木曾境川小学校を移動するという形で編成をさせていただきます。

次のページですが、南成瀬地区にかかわる変更です。現在グループが異なるグループ7の南第二小学校とグループ9の南成瀬小学校を統合した成瀬小学校ですが、こちらはもともと南成瀬小学校を拠点とするグループへそのまま移動させていただきます。

さらに、南第二小学校が抜けるため、小川小学校が拠点のグループに、南第三小学校が移動してくる形となります。

別紙1ですが、今ご説明させていただいた2つの地区の変更点を反映させた小学校全

42校の変更前と変更後の一覧をお示しいたしましたので、ご参照ください。

2点目の変更です。「本町田東小学校の通級指導学級拠点校の変更」についてでございます。現在、本町田東小学校は「ひとみの教室」、「きこえの教室」、「ことばの教室」の3つの通級指導学級の拠点となっております。拠点校を、統合先の本町田ひなた小学校で継続することは、運営上、厳しいことから、巡回校を移転することとさせていただきます。

移転先につきましては、指導する児童の学校へ教員が巡回することから、比較的市の中心部に位置する学校を選定しております。「ひとみの教室」及び「きこえの教室」は南第三小学校へ移転します。また、「ことばの教室」は町田第四小学校へ移転いたします。

3点目の変更ですが、「特別支援学級の特認校の見直し」についてでございます。特別支援学級を利用する児童・生徒の学区域の学校に特別支援学級がない場合、特別支援学級のある近隣の学校を特認校として指定をさせていただきます。

別紙2「2025年度特別支援学級特認校・指定校早見表」の左側の「2024年度」が現行の一覧となっております。

先ほどご説明させていただいた本町田小学校並びに本町田東小学校が統合して本町田ひなた小学校へ、南第二小学校並びに南成瀬小学校が統合して成瀬小学校になることから、そちらの名称を変更させていただきます。

また、近隣の小学校等への配慮ということで、七国山小学校と高ヶ坂小学校におかれましては、隣接している学校を特認校として追加した内容となっております。こちらも別紙2で一覧という形で全ての学校を示しておりますので、ご参照ください。

なお、変更日についてですが、再来年度の2025年4月1日からとなります。

今後の周知等にかかわるスケジュール予定ですが、4月にはホームページに掲載させていただき、5月には該当する小学校第1学年から5学年の全児童を対象とした案内リーフレット等を配布させていただきます。1年後、2025年3月に、拠点校の引き継ぎの準備をさせていただき、翌月の4月より運用を図りたいと考えております。

報告は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。—よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（7）について、担当者からご報告をいたします。

○**教育センター担当課長（統括指導主事）** 報告事項（7）「第3期町田市特別支援教育

推進計画の策定について」、報告をさせていただきます。

教育センターでは町田市における特別支援教育のさらなる推進を目指し、2023年5月に町田市特別支援教育推進計画検討委員会を設置させていただき、計画の内容について検討を進めてきました。

別紙1でお示しさせていただいておりますが、このたび、第3期町田市特別支援教育推進計画を策定しましたので、ご報告させていただきます。あわせて、別紙2は本計画の概要となっております。

本計画は、これまでの第1期及び第2期推進計画の取り組みを踏まえ、児童・生徒、保護者及び学校等、当事者の意見を取り入れ、より実効性のある内容を目指しております。特別支援教育で目指す子どもの姿を、一人ひとりが「社会の中で自分らしく豊かに成長していけるよう『自立』と『社会参加』の基礎となる力を身につける子ども」と設定をさせていただき、その実現を図るために、2024年度から2028年度までの5カ年の具体的な取り組みを示した計画となっております。

主な内容につきましては、先ほどお話しさせていただいた概要版を使って少し説明をさせていただきます。

別紙2「第3期町田市特別支援教育推進計画 概要版」をご覧ください。こちらは今ご説明をさせていただいた概要について冒頭で示させていただいております。

ページをおめくりいただきますと、町田市の特別支援教育の現状を示させていただき、後段になりますが、本計画、本施策の具体的な取り組みについてお示しをさせていただきます。

今回の推進計画ですが、4つの基本目標を設定し、具体的に組み立ててまいります。

4つの基本目標のうち、学校等に直接かかわる基本目標1についてご説明させていただきます。

基本目標1ですが、「専門性の向上と学校支援の充実」を掲げています。この基本目標は通常の学級担任を含めた全ての教員等の特別支援教育への理解促進を図り、実践につなげていくことを目指しております。

「具体的な取組」の(3)をご覧ください。特別支援教育を広く推進していくためには、学校の児童・生徒を指導する全教員が特別支援教育の理解を実践につなげていくことが必要であるという趣旨のもと、学級担任、教科担任の教員向けに、現場で実践的に活用できる「町田市特別支援教育ハンドブック」を新たに作成し、先生方に配布をさせていただきます。

ます。

別紙3におつけしたのが、そのハンドブックとなります。2024年度、来年度においては、「学級担任・教科担任向け版」ということで作成しております。こちらですが、2025年度には特別支援学級担任向け、2026年度には通級指導学級担任向けという形で配布させていただき、特別支援学級の先生方のみならず、通常の学級の先生方も含めた全ての教員等が特別支援教育の理解を踏まえた実践に生かせるようにしてまいりたいと思っております。本ハンドブックですが、児童・生徒の実態調査を踏まえて、誰にとってもわかりやすい授業づくりを目指した授業改善に役立てるような内容となっております。

続きまして、意見募集の実施結果についてです。別紙4でお示ししましたが、本計画を策定するに当たり、意見募集を実施させていただきました。

募集期間は昨年11月29日から12月19日まで行いました。寄せられた意見数は全部で43件となっております。第3期推進計画の構成に基づき、ご意見を分けてお示しいたしております。本計画作成の参考にさせていただいたとともに、今後の取り組みにもご意見等を生かしていきたいと考えております。

推進計画の周知についてでございます。本計画及び概要版を各300部ご用意し、各小・中学校や関係機関等へ送付をいたします。また、周知においては、市ホームページ、広報、あわせて公聴会、各種教員連絡会等においても、内容等を含めてご説明させていただきます。

また、ハンドブック等においては、市内小・中学校の学級担任・教科担任の全教員に配布いたします。また、ホームページ等にも掲載し、常に閲覧ができるような形で対応できればと思っております。

こちらは町田市議会で行政報告させていただいた後に、広報への掲載、ホームページ掲載をし、4月の年度当初に小・中学校及び各関係機関へ配布する予定です。

報告は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。一よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項(8)について、担当者からご報告をいたします。

○**生涯学習センター長** 報告事項(8)『町田市障がい者青年学級事業』再構築の方向性について、ご説明いたします。

生涯学習センターでは、2023年2月に教育委員会が策定しました町田市生涯学習センター運営見直し実行計画に基づき、事業の見直しを行っております。中でも障がい者青年学級事業は、知的障がい者の学習機会として1974年から約50年継続しておりますが、学級生の固定化・高齢化や担い手の不足により、事業継続が難しくなっていることから、障がい者青年学級事業の再構築の検討に取り組んでまいりました。

再構築に当たりまして、第6期町田市生涯学習センター運営協議会で意見聴取を行うとともに、関係者からアンケート形式でご意見をいただき、これらを踏まえて今後の方向性を示すものでございます。運営協議会には臨時出席者として青年学級関係者の方にもご出席いただき、ご意見をいただきました。

では、以降の説明は資料1に沿って行います。最終ページは資料1をまとめたものになりますので、ご参考にご覧ください。

2ページをご覧ください。

「1.用語の定義」でございます。「学級生」とは、青年学級参加者です。「担当者」とは、学級生を支援してくださるボランティアスタッフになります。以降はこちらの用語で説明をいたします。

「4.青年学級の概要」です。

3ページ上段の表をご覧ください。新規学級生数の推移です。最近の新規学級生は数人にとどまっております。

(3)「活動概要」です。2023年度は137人の学級生が在籍し、公民館学級、ひかり学級、土曜学級の3学級に分かれて活動しております。3学級ともに年間16回程度、10時から16時まで活動し、毎年6月に開級式、3月には成果発表会を行っております。

5ページをご覧ください。

(エ)「活動の規模」の表をご覧ください。1学級1回当たり36人の学級生が参加しております。担当者は見学の体験者を含んだ人数ですが、1回当たり約13人が参加し、学級生3人に対して1人の担当者等が支援してくださっているという現状です。

(5)「事業の現状と抱える問題」として、次の5点に整理いたしました。

(ア)「学級生への支援が、学級活動中心から、福祉的支援へ比重が増加」です。学級生の高齢化が進み、活動中の食事・トイレ介助などの福祉的支援を行う場面がふえています。

6ページをご覧ください。

(イ)「学級活動中の安全が十分に確保できない場面の発生」です。「担当者の参加状況」の表をご覧ください。見学体験者を含まない担当者の人数ですが、1回の学級活動当たり、平均約12の方が支援してくださっております。

しかし、毎週木曜日の夜間に、年間で46回という頻度で行っている担当者会議への出席を前提とした事業運営となっており、会議出席者は平均6.5人で年々減少しております。そのため担当者の体制が十分ではないことも多く、外出活動時に学級生の行方がわからなくなってしまうなど、活動を安全に行えない場面がふえております。

(ウ)「ボランティア活動者の減少」です。担当者をふやす取り組みはさまざま行っておりますが、活動時間が長く、頻度も高いことから、継続しない状況にあります。加えて、ボランティア活動への関心は低調傾向でございます。

7ページをご覧ください。

(エ)「新たなニーズの把握」です。今回の検討に伴いまして、町田の丘学園在籍生徒などに対するアンケート調査を行いましたところ、生涯学習に対するニーズは高いことがわかりましたが、現状では、新たな参加者を受け入れることができない状況です。

(オ)「青年学級の実施要項や本人活動をする団体への支援ルールの未整備」です。

8ページをご覧ください。

(6)「事業の課題」は次の4点に整理しました。(ア)「現在の社会環境に合わせた事業目的の検討」、(イ)「安全性を確保して事業を実施する環境の検討」、(ウ)「学びたい方が公平に参加できる仕組みの検討」、(エ)「青年学級から巣立つ本人活動の団体への支援の仕組みの検討」。

「5. 再構築の考え方」として次の4点に整理しました。(ア)「学級生の主体性を重んじ、仲間づくりを育めることを前提とする」。(イ)「すべての方が安全に参加できることを前提とする」。(ウ)「毎年、新規学級生が入ることができ、かつ、現在の学級生も応募を可能とする。その際、現在の実施規模の範囲内で、できるだけ多くの対象者が生涯学習の機会を享受できるようにすることを前提とする」。(エ)「ボランティア希望者の大幅な増加が見込めないことを前提とする」。

「6. 再構築の方向性」として次の4点に整理しました。

(1)「学習事業としての目的の整理」です。知的障がい者本人の学びを充実させることを目的とします。

9ページをご覧ください。

(2)「安全性の確保のための緊急対策」です。全ての方の安全の確保を第一優先として、まずはこちらを優先的に取り組んでまいります。①担当者の役割整理と負担軽減策を早急に検討します。②障がい福祉部門との連携を強化し、学級生に障がい福祉サービスの活用を求めてまいります。③学級活動を補助するために、介助の専門事業者を導入いたします。

(3)「安全性を確保し、公平性を担保できる仕組みの構築」です。こちらは2026年度の導入を目指します。①1学級の定員をおおむね30人と定めます。さまざまな障がい特性のある学級生を支援するためには担当者の目が届くことが大切であることから、1人の担当者が2人程度の学級生を支援できる体制を整えます。②在籍期間は3年間とし、継続も可能とします。これにより毎年新規募集を行える体制をつくります。③抽選制度を導入いたします。

10 ページをご覧ください。

④気軽に学習事業を体験できるスポット事業を、実施いたします。抽選から漏れてしまった方、1年間を通した活動が難しい方などに向け、気軽に参加できる短時間の学習事業を実施します。また、元学級生が参加する同窓会を実施するなど、多くの方への学習機会の提供につなげます。

(4)「青年学級から巣立つ本人活動の団体の支援」です。これらの見直しによりまして、安全に参加してもらえる体制に整えた上で、多くの知的障がい者に学習機会を提供いたします。また、参加する方が共生社会への理解を深められる場として事業を実施してまいります。

最後、「7. 今後のスケジュール」でございます。2023年度は、安全性確保のための対策に向けた準備を行います。2024年度、安全性確保のための対策を実施するとともに、今回の再構築の方向性を踏まえた新たな仕組みの検討を行います。2025年度は、新たな仕組みの導入に向けた準備を行い、2026年度に新たな仕組みを導入して、新規参加者の受け入れを開始する予定です。なお、新たな仕組みは導入後に検証し、適宜見直しを行ってまいります。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問などございましたらお願いいたします。

○後藤委員 1学級の人数は平均36人ぐらいが現状のようで、これを30人にするという案ですけれども、そうすると、現在通えている人もそこに入れなくなってしまうというよ

うな問題が生じてしまうのではないかと思います、それはどのように対応していかれるのかご説明していただけますか。

○生涯学習センター長 新たな仕組みになりました際には、3学級それぞれ30人ずつとなりますので、おおむね90人が定員となってまいります。現在の学級生が137人ですので、確かに参加者数は減ってまいります。

しかし、3学級に加えまして、気軽に学習事業を体験できるスポット事業を実施してまいります。こちらは年に何回か開催ごとに募集する形式を考えておりまして、3学級に在籍していない方の学習機会としてまいります。今よりも多くの方にご参加いただける仕組みにいたします。

青年学級ですが、長らく一部の方、限られた方の学習の場となっておりますので、新たな仕組みによりまして、希望する方には公平に機会があり、もっと多くの方に参加していただけるよう学習機会を提供してまいります。

以上でございます。

○井上委員 今後、「とびたつ会」や「つなげる会」のような、青年学級を巣立っていく新しい団体が随時できてくると思うのですが、生涯学習センターとしてはどのような支援をしていく予定か教えてください。

○生涯学習センター長 今おっしゃっていただいた「とびたつ会」ですとか「つなげる会」があるのですけれども、活動場所を安定的に確保することが難しいということをごさから伺っております。そのため、生涯学習センターでは活動場所をつなぐ支援を行っていく予定です。町田市内にはさまざまな障がい福祉施設などもありますので、地域の拠点と巣立っていく団体をつないでいく支援が必要だと考えております。青年学級をきっかけに巣立った団体が、市内各地域で活動の場を広げることで、知的障がい者の余暇活動の場が充実するよう支援してまいります。

以上です。

○森山委員 1点伺いたいと思います。現在の学級生は、長年この青年学級に参加をしてきていると伺いました。今後は新しいスタイルでやるわけですので、その場合に不安もあると思います。このあたりは、どのように対応される予定でしょうか。加えて、学級生への説明が必要になってくるとはと思いますが、そのあたりについても具体的に教えていただければと思います。

○生涯学習センター長 学級生ですが、障がいの程度や就労の状況、生活スタイルなど、

一人ひとりの環境が大きく異なっております。そこで、一律に説明会を実施するというだけでなく、学級生一人ひとりと個別面談を行っていかうと思っております。丁寧な説明と聞き取りを行うことで、不安の解消に努めてまいります。また、新しい仕組みになるまでにまだ2年と少しございますので、その間にさまざまな説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（9）について、担当者からご報告をいたします。

○**生涯学習センター担当課長** 報告事項（9）「2023年度学生活動報告会『ガクマチEXPO』の開催について」、ご説明いたします。

町田市や近隣で地域活動などを行う学生団体が集まり、地域で活動する方や団体、中・高校生などに向けて、学生団体をPRしながら新たなつながりをつくるためのイベント、学生活動報告会「ガクマチEXPO」を開催いたします。今年度も学生が一から企画するイベントとなっております。多くの方にイベントを知っていただくため、イベント名を話題のテレビドラマに見立ててSNSでの話題性を高めるなど、学生らしい感性が盛り込まれております。

イベントでは、来場者に各団体の活動内容を実感いただくとともに、その後の連携につながるができるよう、各団体のブースをめぐりながら、各団体の活動内容にかかわりのある内容のクイズやゲーム、活動の疑似体験をしていただくようになっております。

イベント名は「学生活動報告会『ガクマチEXPO』生涯学習センター占拠～知らぬ者、出るべからず～」です。

開催日は3月20日、会場は生涯学習センターとなっております。

参加予定団体は、表にある11団体でございます。

広報は「広報まちだ」や町田市のホームページ、SNSでの発信のほか、市内各施設や他の市民参加イベントでのチラシ配布等を行っております。

1枚おめくりいただきまして、「ガクマチEXPO」のチラシを掲載しております。

説明は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問などございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（10）について、担当者からご報告をいたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（10）「『文ッ字フリマ』の開催について」、ご説明さしあげます。

文学館通り及び町田駅周辺のにぎわいを創出する催しとして、地元町内会や商店会と協力し、文字に関する手づくりのオリジナル作品を販売する「文ッ字フリマ」を開催いたします。昨年度は10代、20代の若い世代を中心に1,149名という多くのお客様にご来館いただきました。今年度の開催日は「町田さくらまつり」ウィークと重なっており、お花見をされた方が「文ッ字フリマ」に立ち寄っていただくことで、相乗効果が生まれることを期待しています。

開催日時は3月30日（土）10時から16時。

主催は文ッ字フリマ実行委員会、事務局を市民文学館が務めます。

出店者数は55件程度を予定しております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問などございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

最後に、報告事項（11）について、担当者からご報告をいたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（11）「『君の気持ちにマッチする！町田ブンガク』の発行について」、ご説明さしあげます。

文学館では、中学生等若い世代が地域の文学を知り、町田の文化に関心を持つきっかけをつくることを目的に、若者向け文学ガイドブック「君の気持ちにマッチする！町田ブンガク」を制作いたしました。本誌は主に中学生を対象としており、作成に当たっては、年齢の近い若者の感性を反映させるために、選書や解説文の作成などの編集を玉川大学国語教育学科の学生に、レイアウトや挿絵などのデザインを町田デザイン&建築専門学校の学生にご協力いただきました。

「町田ブンガク」についての説明、「悩み別おススメ本」、「気持ち別おススメ本」、「町田の全中学生に捧ぐ！町田ゆかりの推しはこの人！」（町田ゆかりの推し作家紹介）の4章構成から成り、全編を通じて漫画風のイラストを交えて読みやすい内容となっております。

「紹介する主な作家」は、赤川次郎、浅野いにお、遠藤周作、森村誠一など、項番4に記載のとおりです。

今後、文学館では多くの方に町田ゆかりの文学者や作品に触れていただくために、本誌を使用した出張授業を行っていきたいと思っております。今年度は2月に町田第二中学校において、制作者である玉川大学の学生による出張授業を行いました。また、本誌はホームページで公開するほか、町田市立小・中学校の児童・生徒のクロームブックからも閲覧ができるようにいたします。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。

○井上委員 感想なのですが、すごくすてきな取り組みだと思いました。読書が苦手な我が家の中学生に早速ここから2冊購入いたしました。広く生かしてほしいなと思います。

以上です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。

午前11時50分閉会